

授業料等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学則第33条第2項の規定により授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の納入及び減免等に関する必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の納入期)

第2条 授業料は1の学年につき2期に分け、年額の2分の1の額を4月20日まで、年額の2分の1の額を10月20日までに納入しなければならない。入学金は校長が指定する期日までに納入しなければならない。

(授業料等の減額及び免除)

第3条 校長は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料等の納入が困難であると認められる者について、授業料等の減免の対象者とすることができる。

2 休学を許可された者の授業料の額については、当該休学の許可のあった日の属する月の翌月分から当該休学期間の満了する日の属する月の前月分までは納入を要しない。

休学許可のあった日が月の初日に当たるときの当該月分及び休学の期間の満了する日が月の末日に当たるときの当該月分についても、同様とする。

3 第1項に規定する授業料等の減免の施行に関する必要な事項は、別に定める。

(復学の場合の授業料)

第4条 学期の途中において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を校長が指定する期日までに納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第5条 学年の途中で卒業する者は、卒業の日の属する月までの授業料を納入するものとする。

(授業料等の不還付)

第6条 既に領収した授業料等は還付しない。ただし、校長が認めるときはこの限りでない。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。